

## 福岡県公立古賀竟成館高等学校教育実習実施要綱

### 1 目的

この要綱は、教員養成の重要性に鑑み、教育職員免許法の規定に従い、本校における教育実習の円滑かつ有効な実施を図ることを目的とする。

### 2 教育実習生の範囲

- (1) 教育実習生は、原則として本校を卒業したものであること。
- (2) 教育実習希望者は、卒業後教職に就くことを希望している学生であって、教職に必要な単位を取得する見込みがあり、かつ、学力、人物ともに将来教職に携わるにふさわしい者であること。(なお、大学卒業後、通信教育又は大学の聴講生として教職に必要な単位を取得した者又は取得見込みの者で教育実習を希望する場合もこれに準ずる。)

### 3 教育実習の時期

教育実習の時期は、原則として6月とする。ただし、本校の事情によりこれを変更することができる。

### 4 教育実習生受入れ

教育実習生の受入れによって、本校の教育活動に支障をきたさないことを条件として教育実習生の受入れを決定する。

### 5 教育実習の申込み手続

教育実習の申込手続は前年度に行う。その手続は別表のとおりとし、時期、様式等については別に定める。

ただし、次の場合は、教育実習の当該年度において申し込み手続を行うことができる。

- (1) 大学卒業後、通信教育又は大学の聴講生として教職に必要な単位を取得した者又は取得見込みの者で教育実習を希望する者。
- (2) 前年度の手続をとることができなかった者で、相当の理由があると認められる者。

### 6 教育実習の辞退届

教育実習承諾書を受領した後に教育実習を辞退する場合は、大学は速やかに本校及び古賀高等学校組合教育委員会に辞退届を提出しなければならない。

### 7 教育実習の中止

教育実習の受入れを承諾した後、又は教育実習中に教育実習生として相応しくない行為等があれば、本校の校長は当該大学及び古賀高等学校組合教育委員会に連絡し、それに

基づいて大学は教育実習を中止させることができる。

なお、教育実習生として相応しくない行為等により、生徒若しくは学校職員に損害を与え、又は学校の施設設備等を破損した場合も、本校の校長はその旨を併せて連絡し、大学はその損害賠償等適切な処置を行うものとする。

#### 8 教育実習に必要な経費

教育実習に必要な経費は、教育実習生又は大学の負担とする。その額は別に定める。

#### 9 施行の時期

この要綱は平成29年度の実習生から適用する。